

〔法第十五条の二の三、法第十五条の二の四〕

作成日：平成30年8月31日

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿〔焼却〕(平成30年7月度)

対象期間：平成 30年 7月 1日 ～ 平成 30年 7月 31日

焼却した産業廃棄物の種類及び数量〔規一十二条の七の二-イ、規一十二条の七の五-イ〕

種類	数量(単位)
産業廃棄物	
燃え殻	(/月)
汚泥	1.14 (/月)
廃油	1.08 (t /月)
廃酸	(/月)
廃アルカリ	(/月)
廃プラスチック類	95.11 (t /月)
紙くず	40.49 (t /月)
木くず	90.03 (t /月)
繊維くず	18.36 (t /月)
動植物性残さ	(t /月)
動物系固形不要物	(/月)
ゴムくず	(t /月)
金属くず	(/月)
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	(/月)
鋳さい	(/月)
がれき類	(/月)
動物のふん尿	(/月)
動物の死体	(/月)
ばいじん	(/月)
処分するために処理したもの (13号廃棄物)	(/月)
特別管理 産業廃棄物	
燃えやすい廃油	(/月)
pH2.0以下の廃酸	(/月)
pH12.5以上の廃アルカリ	(/月)
感染性産業廃棄物	(/月)
その他()	(/月)
その他()	(/月)

※1 焼却施設のフロー図に明示すること。

燃焼ガス及び排ガスの測定の実施状況と措置〔連続測定〕〔規十二条の七の二-ロ、規十二条の七の五-ロ〕

	燃焼ガス温度	集塵器流入ガス温度	排ガス中の一酸化炭素濃度	焼成炉温度※4
測定位置	別紙1の通り※1	別紙1の通り※1	別紙1の通り※1	別紙1の通り※1
測定結果が得られた日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
測定結果	別紙2の通り※2	別紙2の通り※2	別紙2の通り※2	別紙2の通り※2

ばいじんの除去の実施状況と措置〔規一十二条の七の五-ハ〕

	冷却設備	排ガス処理設備
ばいじんの除去を行った日	平成30年 7月 18日	平成 30年 7月 1日～31日

排ガスの測定結果〔規十二条の七の二-ニ、規十二条の七の五-ニ〕

	6月に1回以上	1年に1回以上
採取位置	別紙1の通り※1	別紙1の通り※1
採取した年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
測定結果が得られた日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
ダイオキシン類※3		
ばい煙量又は		
ばい煙濃度※3		
硫酸酸化物		
ばいじん		
塩化水素	(m3N/h) ※5	(g/m3N) ※5
窒素酸化物	(g/m3N) ※5	(mg/m3N) ※5
	(volppm) ※5	

※2 連続記録紙を添付すること。 ※3 計量証明書を添付しても良い。 ※4 ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合。 ※5 単位を記入すること。